

別紙 4 彦根城世界遺産登録縣市連絡調整会議設置規程（内規）

（設置）

第 1 条 世界遺産暫定一覧表に記載されている彦根城の世界遺産登録について、滋賀県および彦根市が互いに連携を図りながら推進するため、彦根城世界遺産登録縣市連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 彦根城の世界遺産登録に係る進捗状況および課題の確認に関すること。
- (2) 彦根城の世界遺産登録の推進に係る情報交換および連絡調整に関すること。
- (3) その他調整会議の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 調整会議は滋賀県および彦根市の職員で構成し、次に掲げる者とする。

滋賀県教育委員会事務局	文化財保護課	課長
滋賀県教育委員会事務局	文化財保護課	課員
彦根市教育委員会事務局	文化財部長	
彦根市教育委員会事務局	文化財部	彦根城世界遺産登録推進課長
彦根市教育委員会事務局	文化財部	彦根城世界遺産登録推進課 課員

（会議）

第 4 条 調整会議は、滋賀県および彦根市の協議により開催する。

- 2 調整会議の進行は彦根市が担当する。
- 3 調整会議は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見または説明を聞くことができる。

（庶務）

第 5 条 調整会議の庶務は、彦根市教育委員会事務局文化財部彦根城世界遺産登録推進課において処理する。

（その他）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、滋賀県と彦根市が協議によって定める。

付 則

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 7 月 19 日から施行する。